

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
評議員の補充に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の定款第11条(評議員の選任及び解任)ならびに定款第12条(評議員の任期)に基づき、評議員が任期内に辞任する場合の補充方法について定める。

(評議員の辞任)

第2条 評議員が任期中に辞任する場合には、「評議員辞任届」(様式1)を評議員選定委員会宛に提出する。但し、辞任は本人の自由意思に基づくものとし、辞任届は本人自筆の署名を必要とする。

(補充の時期)

第3条 毎年7月15日までに提出された評議員辞任届に基づいて、当該評議員の補充に関する手続きを当年度の定期評議員会開催までに行う。

(補充する候補者の推薦依頼)

第4条 評議員選定委員会が補充することを必要と認めた場合、補充する評議員の候補者の推薦を当該団体に「評議員候補者の推薦依頼書」(様式2)をもって依頼する。推薦を依頼する団体は、辞任した評議員を推薦した団体とする。

(候補者の推薦)

第5条 推薦を依頼された団体は、評議員候補者を決め、「評議員候補者推薦書」(様式3)「欠格事由に関する誓約及び同意書」(様式4)ならびに「評議員会出席に関する誓約書」(様式5)を、推薦依頼の1ヶ月以内に評議員選定委員会に提出する。推薦を依頼された団体が推薦を辞退する場合は、「評議員推薦辞退届」(様式6)を提出する。

(補充する評議員の選定)

第6条 評議員候補者推薦書を受理した評議員選定委員会は、候補者が定款に定める資格に該当することを確認の上、補充する評議員を選定する。選定結果は直ちに推薦した団体及び新評議員に通知する。補充された評議員の任期は、退任した評議員の残存任期とする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成24年9月1日から施行する。
2. 平成30年9月1日一部改定